



## 保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 67, 2026 年 1 月～2 月)

※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、合同会社デロイト トーマツの公式見解ではありません。



## 保険セクターの国際的な規制の動向（2026年1月～2月）

### 内容

A: BCBS、リスク・データの集計にかかる課題を公表（1月6日） .....	3
B: 欧 ESA、ESG ストレス・テストにかかるガイドラインを最終化（1月8日） .....	4
C: WEF、2026年のグローバル・リスク・レポートを公表（1月14日） .....	5
D: 英 PRA、2026年の保険監督の優先課題を公表（1月15日） .....	6
E: EIOPA、2030年に向けた戦略を公表（1月15日） .....	9
F: IAIS、2026～2027年のロードマップを公表（1月19日） .....	11
G: EIOPA、2026～2028年の作業プログラムを公表（1月19日） .....	12
H: バミューダ BMA、パラメトリック保険にかかる規制上の枠組みを提案（1月21日） .....	14
I: バミューダ BMA、2026年の監督計画を公表（1月22日） .....	15
J: 英 FCA、保障性商品のプロテクション・ギャップにかかる報告書を公表（1月29日） .....	16

## A: BCBS、リスク・データの集計にかかる課題を公表（1月6日）

- バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、リスク・データの集計とリスクの報告にかかる主なテーマや課題を整理し、ニュースレターとして公表した。その主な内容は以下のとおり。

<p><b>環境の変化への適応</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「実効的なリスク・データの集計とリスクの報告に関する諸原則（BCBS 239）」は、2013年に策定されて以降、銀行セクターにおけるデータ管理とリスク管理の基本的な枠組みとなっている。</li> <li>• 同原則は引き続き適用されるものの、ビジネスやテクノロジー、リスクの変化を反映して、その実施方法は進展してきている。同原則の意図する成果を達成するためには、そうした変化にかかわらず、継続的な取組みが必要となる。</li> <li>• 実務が実態に即しており、また、適切なものであることを確保するため、いくつかの銀行は、原則との整合性を確認することを目的として、定期的に対象となるデータを評価することが有用であると考えている。監督当局も、銀行の取組みを評価し、共通のテーマや課題を特定している。</li> </ul>
<p><b>ガバナンスとデータ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 銀行の取締役会は、リスク・データの集計（RDA）の監督に責任を有している。取締役会は、財務的な損失、銀行の安全性や健全性に影響を与える重大なリスクを生じさせ得る課題を認識していなければならない。経営陣は、日々のRDAの活動に責任を有し、また、取締役会に必要な情報を提供することに責任を有している。</li> <li>• 同原則の策定により、データ・ガバナンスは取締役会レベルの事項となったが、データ・ドリブンなカルチャーは、依然として、その確立の途上にある。経営陣の変化への抵抗、分断された責任、不十分な注意は、その妨げとなっている。</li> <li>• いくつかの銀行は、同原則を、より広範な、企業レベルのデータ・ガバナンスの枠組みに適用している。こうした進展は、データが戦略的な資産としてより一層認識されていることを反映している。そのような広範な適用は、ガバナンスやテクノロジー、人材における追加的な投資を必要とし得るものの、システムを合理化し、サイロを取り除き、コストを削減し、データの品質を改善する機会を提供するものとなり得る。</li> </ul>
<p><b>データの課題への対応</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データ・リネージは、データの品質を確保する上で重要である。そのことは、引き続き、同原則を実施する上での課題となっている。レガシー・システムや分断された（distributed）データ資産、データ・リネージの動的な性質は、エンド・トゥ・エンドのデータの追跡可能性を確保しようとする銀行の取組みを複雑なものにする。適切なベンダー・ソリューションを見つけることやデータ・リネージを特定し、維持するためのリソース集約的な性質は、さらに進化を困難なものとし得る。</li> <li>• タイムリーで、正確で、完全なアドホックな報告を作成する能力は、いくつかの銀行にとっては、引き続き大きな課題となっている。マニュアルと自動のプロセスをバランスさせることは、リソース集約的ではあるものの、効果的なリスク・データの集計に寄与するものとなる。リスク・データの集計の能力を検証するために平時にアドホックな報告を行うことは、ストレス時への備えとなり得る。</li> </ul>

クロスボーダーでの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的に活動する銀行は、グループ内においてデータ・マネジメントの実務に一貫性を持たせることに苦慮している。RDAを妨げ得る分散したITシステムも課題をもたらし得る。</li> <li>銀行は、標準化されたグループ・レベルの実務を構築することを選択し得る。</li> </ul>
テクノロジーの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIなどの新しいテクノロジーは、リスク・データの集計の能力を改善し得る。他方で、そうしたテクノロジーの利用は、未だ初期段階にある。AIの生成物の品質は高品質なデータに依存するため、強固なデータ・マネジメントがより一層重要となっている。</li> <li>リスクの集計の実務において特定された課題に対応するため、補償制御（compensating controls）の適用について慎重に検討することは有益であり得る。</li> </ul>

インプリケーション：2013年に策定された原則の実施において未だ課題が存在すること、他方で、同原則が、より広範なデータ・ガバナンスの枠組みに適用されていることは、それぞれ注目に値する。また、グローバル・ベースでのデータ・マネジメントの一貫性の確保やAIにかかるデータ・マネジメントは、保険セクターにも関連する課題でもあり、保険会社には、銀行セクターにおける取組みも参考にしつつ、自身のデータ・マネジメントの高度化を進めていくことが期待される。

（参考）BCBS ‘Implementation of the Principles for effective risk data aggregation and risk reporting (BCBS 239 Principles)’

## B: 欧 ESAs、ESG ストレス・テストにかかるガイドラインを最終化（1月8日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、ESGリスクのストレス・テストにかかる共同ガイドラインを最終化した。同ガイドラインの主な内容は以下のとおり。なお、同ガイドラインは、2027年1月に施行される。

目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な考え方：監督当局は、ESGリスクにかかる監督上のストレス・テストの枠組みを設計する際、すべてのESGリスクを勘案し、また、ESGリスクの進展を踏まえ、その枠組みを常に見直すべきである。</li> <li>マテリアリティ評価：監督当局は、最も関連し、影響が高いリスクを特定し、また、ストレス・テストの対象となるリスクを決定するため、マテリアリティ評価を行うなど、リスクベースのアプローチを採用すべきである。</li> <li>対象とするリスク：監督当局は、ESGストレス・テストの実施に際し、まずは環境リスクを優先しつつ、そのスコープを順次拡大すべきである。</li> </ul>
メソッドロジー	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコープ：監督当局は、利用可能なメソッドロジーやデータの成熟度を反映した、バランスのとれた実用的なアプローチを用いることができるよう、ポートフォリオ、セクター、地域、活動など、対象となる範囲を明確に定義すべきである。</li> <li>時間軸：例えば、財務のレジリエンスを評価するためには短期（5年程度）の時間軸、ビジネス・モデルや戦略のレジリエンスを評価するためには長期（10年超）の時間軸など、時間軸は、ストレス・テストの目的に沿ったものであるべきである。</li> <li>シナリオ：監督当局は、ストレス・テストの目的を踏まえ、そのシナリオを特定すべきである。</li> <li>アプローチ：監督当局は、ストレス・テストの目的、ESGストレス・テストにおける金融機関の成</li> </ul>

	<p>熟度、評価の対象となるエクスポージャーの性質を踏まえ、最も適した手法を選択するに際し、トップダウン、ボトムアップそれぞれのアプローチの利点を評価すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 粒度：粒度を決定する際、監督当局は、データの利用可能性や品質、手法の成熟度を勘案し、簡潔さと正確さのバランスを考慮すべきである。粒度について、監督当局は、少なくとも、ポートフォリオ、セクター、地域、カウンターパーティ、リスク・カテゴリーを勘案すべきである。</li> <li>• バランスシートの前提：監督当局は、まずは、静的な（static）バランスシートのアプローチを採用すべきである。中長期的な時間軸のストレス・テストを実施する際には、動的なアプローチを用いることも検討し得る。マネジメント・アクションは、その実行可能性、タイムリーさ、潜在的な意図せざる帰結などを勘案し、過度に楽観的な前提に依拠することを回避すべきである。</li> <li>• モデルの限界：監督当局は、すべてのモデルが生来的な限界を有していることを認識すべきである。ボトムアップ・アプローチでストレス・テストを行う場合、そうした限界を緩和するため、監督当局は、補完的な分析を行うべきである。</li> </ul>
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• タイムライン：監督当局は、ESGストレス・テストやシナリオ分析を実施するための適切なタイムラインを設定すべきである。金融機関には、準備や評価を行うための十分な時間が与えられるべきである。</li> </ul>

インプリケーション：欧州では、ESGストレス・テストが一般的な取組みとして定着しつつある。そうした環境を醸成する上で、監督当局によるガイドラインの提供は、一定の役割を果たすものであると考えられる。

（参考）EIOPA ‘Final Report on Joint ESAs Guidelines on ESG Stress Testing’

## C: WEF、2026年のグローバル・リスク・レポートを公表（1月14日）

- 世界経済フォーラム（WEF）は、2026年のグローバル・リスク・レポートを公表した。同レポートは、主な発見事項として、以下の事項に言及している。
  - 多国間主義の後退：信頼の低減、法規制に対する透明性や尊重の低下は、より一層高まっている保護主義と相まって、長年にわたって続いてきた国際的な関係、貿易、投資を脅かし、また、対立の傾向を高めている。
  - 経済的なリスクの高まり：景気の停滞（11位）やインフレーション（12位）、資産バブルの崩壊（18位）など、前年と比べ、経済的なリスクの順位が大きく上がっている。先進国および新興市場国における債務の増大は、支出圧力の高まりや金利が比較的高い環境下において、リスクをもたらしている。
  - テクノロジーにかかるリスクの高まり：技術の進展や新たなイノベーションは、機会を創出している一方、新たなリスクをもたらしている。特に、AI技術がもたらす悪影響に対する懸念が高まっている。
  - 環境に対する懸念の劣後：環境にかかるリスク以外のリスクに対する懸念が、環境にかかるリスクに対して、相対的に高まっている。今後の10年間において、環境、社会、技術、経済、地政学の5つのリスク・カテゴリーの中で、環境にかかるリスクは最も悲観的に見られている。
- 同レポートにおいて特定されたトップ・リスクは以下のとおり。

	短期（2年）	長期（10年）
--	--------	---------

	2026年	(参考) 2022年	2026年	(参考) 2022年
1	地経学上の対立	異常気象	極端な気象現象	気候変動への対応の失敗
2	誤情報と偽情報	生活破綻	生物多様性の喪失とエコシステムの崩壊	異常気象
3	格差社会	気候変動への対応の失敗	地球システムの重大な変化	生物多様性の喪失
4	極端な気象現象	社会的結束の浸食	誤情報と偽情報	天然資源危機
5	国家による武力衝突	感染症の広がり	AI技術がもたらす悪影響	人為的な環境災害
6	サイバーセキュリティの脆弱性	メンタルヘルスの悪化	天然資源の不足	社会的結束の浸食
7	不平等	サイバーセキュリティ対策の失敗	不平等	非自発的移住
8	人権や公民権の浸食	債務危機	サイバーセキュリティの脆弱性	技術の進歩による悪影響
9	汚染	デジタル格差	格差社会	地経学上の対立
10	非自発的な移住や退去	資産バブルの崩壊	汚染	地政学的な資源の論争

インプリケーション： 経済的なリスクやテクノロジーにかかるリスクは、それぞれ、金融セクターにも大きく関係するものであり、金融機関には、定量的・定性的なリスク管理の整備や高度化がより一層求められることとなるものと考えられる。

(参考) WEF ‘Global Risks Report 2026’

## D: 英 PRA、2026 年の保険監督の優先課題を公表（1 月 15 日）

■ 英国健全性監督機構（PRA）は、2026年の保険監督の優先課題を公表した。その主な内容は以下のとおり。

生命保険セクター	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一括買取年金（bulk purchase annuity：BPA） <ul style="list-style-type: none"> <li>- BPA市場は、引き続き、非常に競争が激しいマーケットであり、年金の買取（buy-out）を期待する企業の高まる需要に対して、既存の保険会社や新たに参入した会社がサービスを提供している。</li> <li>- PRAは、そうした競争圧力が、保険会社の料率の設定における自律性やリスク管理の基準を弱体化することを懸念している。保険会社は、内部のリスク管理の枠組みや統制が、自身が引き受けているリスクを評価し、管理する上で、十分に強固なものであることを確保すべきである。</li> </ul> </li> <li>• 資産集約型再保険（funded reinsurance） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 資産集約型再保険は、追加的な資本や資産クラスへのアクセスを提供し得るものの、</li> </ul> </li> </ul>
----------	---

	<p>注意深く管理される必要がある重要なリスクをもたらすものともなる。PRAは、2025年9月以降、資産集約型再保険について保険会社と対話を継続しており、そこから得られた知見を政策提言に用いることを想定しており、2026年第2四半期にその経過を公表することを予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 資産運用の戦略（investment strategies） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険会社の資産運用の戦略は、変化するマーケットの状況を受けて、常に進化している。保険会社のリスク管理の実務は、関係するリスクを反映したものでなければならない。例えば、社債のスプレッドが引き続き小さい中、いくつかの保険会社は、オルタナティブ資産での運用（structured and synthetic investments）をより行うようになっており、それらは、流動性リスクを高め得る。PRAは、保険会社の流動性リスクの状況を注視していく。</li> <li>- 保険会社の信用リスクの管理の実務は、進化する投資戦略と整合していなければならない。PRAは、引き続き、保険会社の信用リスクの評価の枠組みの十分性をモニターしていく。保険会社は、プライベート・クレジット資産へのエクスポージャーに注意を払うべきである。</li> </ul> </li> <li>• 新たな資本と所有の構造 <ul style="list-style-type: none"> <li>- PRAは、追加的な資本や新たな投資家が、様々な形でBPA市場に参入しようとしていることを認識している。PRAは、多様なビジネス・モデルや英国の保険会社の所有構造に対してオープンである。PRAは、その所有構造にかかわらず、すべての保険会社の取締役や経営陣が、自身のビジネスを健全に運営することを期待する。</li> <li>- 保険会社がグループ内の会社である場合、PRAは、独立した法人としての強固なガバナンスを確保するために取締役会が果たす役割、および、潜在的な利益相反の実効的な管理に、特に注視していく。</li> </ul> </li> </ul>
<p>損害保険セクター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内部モデルにおける楽観的な引受の前提 <ul style="list-style-type: none"> <li>- PRAは、いくつかの保険会社が、その内部モデルにおいて、将来の保険引受のパフォーマンスについて、過度に楽観的な前提を設けていることを懸念している。PRAは、保険会社の取締役会が、経営陣が設けるそのような前提に対して、強くチャレンジしていくことを期待している。</li> <li>- PRAは2026年、内部モデルにおける収益性の前提が実際のそれと大きく乖離している保険会社との対話をより多く持つことを意図している。保険会社がそうした前提を置くことについて十分な根拠を示すことができない場合、PRAは、さらなる監督上の措置を講じることを検討する。</li> </ul> </li> <li>• エクスポージャーの管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>- PRAは、多くの保険会社がそのデータの品質と基準を改善し、また、そのシステムやツール、モデルに投資する必要があることを認識している。高品質のデータは、健全なリスク管理を行い、エクスポージャーを正しく把握する上で、極めて重要である。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 引受のアウトソーシング（delegated authority underwriting） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 引受のアウトソーシングが拡大しており、このことは、不適切なプライシングや準備金の積立といった追加的なリスクを生じさせる。PRAは、保険会社のアウトソーシングの戦略は必ずしも明確ではないと認識している。保険会社は、引受の基準が維持されるよう、そのようなアウトソーシングの取決めにかかるガバナンスやモニタリングを強固なものとするべきである。</li> </ul> </li> <li>• 損害保険ストレス・テスト <ul style="list-style-type: none"> <li>- PRAは2026年5月、動的な（dynamic）損害保険ストレス・テストを実施する。本ストレス・テストは、参加する保険会社に対して、危機対応のプロトコルをリハーサルし、改善が必要な領域を特定する機会を提供するものとなる。同テストに参加する保険会社は、その準備として、危機管理のプレイブックをアップデートし、内部のコミュニケーションや調整の枠組みをテストすべきである。</li> </ul> </li> </ul>
クロスセクター	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オペレーショナル・リスクとレジリエンス <ul style="list-style-type: none"> <li>- PRAは、オペレーショナル・レジリエンスが、保険会社のリスク・カルチャーに織り込まれ、また、意思決定の重要な要素となることを期待している。保険会社の経営陣や取締役会は、新たな商品、ITのアップグレード、アウトソーシングなどの戦略上の変更が、レジリエンスにどのような影響を与えるかを常に考慮すべきである。</li> <li>- PRAは、保険会社がオペレーショナル・レジリエンス・テストを改善することを期待している。これには、サードパーティ・サービス・プロバイダの巻き込みをより一層行うことを含む。また、保険会社は、レガシー・システム、変更管理、クラウドの利用などがもたらすリスクに対応すべきである。</li> <li>- サイバー・リスクについて、保険会社は、単に違反（breaches）を回避するためだけでなく、サイバー攻撃を速やかに検知し、実効的に対応し、影響の許容度の中で重要なサービスを復旧するため、強固なケイパビリティを有している必要がある。</li> </ul> </li> <li>• 健全な退出（solvent exit）の計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>- すべての保険会社は、2026年6月末までに、健全な退出の分析（solvent exit analysis：SEA）を行う必要がある。</li> </ul> </li> <li>• AI <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険会社は、安全性や健全性に妥協することなく、新たな技術を利用する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PRAは、競争の促進、国際的な競争力の強化、経済成長の実現という、第二の目的を追求していく。それに関し、PRAにとっての2026年の優先事項には、新たな英国のキャプティブ制度の創設を含む。同制度については、2026年半ばにその案を市中協議に付し、2027年に新制度を開始することを予定している。</li> <li>• また、PRAは、保険リンク証券の種類の多様化を図り、認可（authorisation）のプロセスを簡素化するため、保険特別目的会社（Insurance Special Purpose Vehicles）の制度を</li> </ul>

	<p>見直しているところである。加えて、英国の成長をサポートし、生命保険負債の長期性と一貫する形で、保険セクターに新たに参入する長期的な（patient）資本に対する障壁を取り除くため、生命保険会社にとっての代替的な資本のオプションについて検討を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 監督上のアプローチに関し、PRAは、すべての保険会社について、公式な監督上の対話（Periodic Summary Meeting：PSM）のサイクルを、年次から隔年にする。これによって、保険会社の規制上の負荷が軽減されることが期待される。</li> </ul>
--	--

**インプリケーション：** 保険セクターの主要な課題を網羅した監督計画であると考えられる。生命保険セクターについては、資産集約型再保険にかかる規制・監督の高度化が期待されるほか、グループ内の保険会社について「独立した法人としてのガバナンスの構築」に言及している点は注目に値する。

（参考）PRA ‘Letter from Gareth Turan and Shoib Khan – Insurance Supervision: 2026 priorities’

## E: EIOPA、2030年に向けた戦略を公表（1月15日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2030年に向けた戦略を公表した。同戦略は、①単一市場の統合の強化、②市場および社会のリスクに対するレジリエンスの向上、③よりシンプルに、大胆に、迅速に：監督をサポートするより良い規制、の3つを、戦略的な活動を行う領域として特定している。同戦略の主な内容は以下のとおり。

1. 単一市場の統合の強化	
監督上のコンバージェンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下により、単一市場を通じて、一貫した、効果的な監督を実現する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制上の要件の一貫した実践の評価、ならびに、共通の監督上のカルチャーを醸成する共通の監督上の枠組み、メソドロジー、および、ツールのさらなる開発と適用</li> <li>- 各国の監督当局に対して技術的なサポートを提供し、最近の監督上の課題にかかる知識、好取組およびインサイトを定期的に共有することを通じた、監督上の能力（capacity）の強化</li> </ul> </li> </ul>
監督上の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下により、強固で、リスクベースで、実効的な監督上の対応を行うことを確保する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- タイムリーで実効的な法執行の措置を通じた、健全性およびコンダクトにかかる事案への対応</li> <li>- 内部モデルに対する強固で一貫した監督の推進</li> <li>- コンダクト・リスクのモニタリングと監督の強化、および、対価に見合う価値を提供していない商品やサービス、不公正な実務、除外リスク（exclusion risk）等の課題に対する対応の強化</li> </ul> </li> </ul>
グローバル対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• グローバルな課題に対応し、また、グローバル基準を満たすことにより、以下のことを実現する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- EU域内における保険監督当局間の意見の調整のさらなるリード</li> <li>- 保険資本基準（ICS）の実施への貢献</li> <li>- 第三国の監督当局や国際機関との強固な協力関係の継続</li> </ul> </li> </ul>

2. 市場および社会のリスクに対するレジリエンスの向上	
リスク評価の能力と準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下により、保険セクターのレジリエンスを強化する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金融市場および重要なリスクのモニタリングの継続</li> <li>- 危機の防止、管理および破綻処理の高度化</li> <li>- 潜在的なショックに対する備えの高度化と、タイムリーな監督上の対応の確保</li> </ul> </li> </ul>
社会的なレジリエンスへの貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下のことを通じて消費者の信頼と保護を強化することで、よりレジリエントな社会の構築を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- エコシステムにおける、データの品質やリスクのドライバーの理解の高度化、意識の向上、緩和および適応施策の促進</li> <li>- 重大なプロテクション・ギャップ、自然災害、サイバーの脅威、健康リスクにかかる、市民やビジネスによる情報ベースの意思決定のさらなる促進</li> <li>- 対象を絞ったガイダンス、好取組、健全な開示を通じた、保険商品における透明性、公正性およびアクセス可能性の促進</li> </ul> </li> </ul>
セクター間の協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下により、調整とナレッジ共有を進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- リスクのモニタリングや監督の実効性を強化するための、共同の枠組みやデータ共有のインセンティブの開発の支援</li> <li>- システミックで構造的なリスクに対して、タイムリーかつ協調して対応することを目的とした、EUや国際的な当局との協力の深化</li> </ul> </li> </ul>
3. よりシンプルに、大胆に、迅速に：監督をサポートするより良い規制	
規制上の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下により、より実効的で、リスクベースの規制および監督上の枠組みの構築を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制のサイクルにおけるより早期の関与を通じた自身のマンデートの遂行</li> <li>- EIOPAの「簡素化の原則」に従い、収斂した監督をサポートするための、より良い規制の実施への貢献</li> <li>- 保険や年金が社会的なレジリエンスやリスクの低減、市民の保護において果たし得る役割に対する理解の向上</li> </ul> </li> </ul>
デジタルの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下により、監督上の実効性やオペレーション上の効率性を改善する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- リスクの検知やモニタリング、データ・ドリブンの意思決定を強化するためのSupTechの利用</li> <li>- EIOPAおよび監督当局のデジタル・トランスフォーメーションの加速</li> <li>- リスクや機会の評価を通じた、業界におけるデジタル・トランスフォーメーションのサポート</li> </ul> </li> </ul>
データ・ガバナンス等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下により、戦略的な資産としてのデータの利用を最適化する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- EUにおけるデータ・インフラストラクチャーの共有や定義の標準化の促進</li> </ul> </li> </ul>

	- データ収集の効率化を通じた、報告上の負担の軽減
--	---------------------------

インプリケーション：規制・監督のコンバージェンスや社会のレジリエンスの向上は、それぞれ、グローバルでも共通するテーマであると考えられることから、欧州域内のみならず、クロスボーダーの関係当局間で連携した取組みが行われることが期待される。特に、保険という機能が社会や経済において果たしている重要な役割に鑑み、プロテクション・ギャップや自然災害、サイバーの脅威などの領域において検討が進展することが期待される。

(参考) EIOPA ‘EIOPA’s strategy towards 2030’

## F: IAIS、2026～2027年のロードマップを公表（1月19日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2026～2027年のロードマップを公表した。同ロードマップの主な内容は以下のとおり。

中核目標	主なプロジェクトや活動
1：主要なリスクやトレンドへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• グローバル・モニタリング・エクササイズ（GME） <ul style="list-style-type: none"> <li>- GMEは、2026年から、2025年のレビューを経てアップデートされた新たなメソッドロジーにより行われる。</li> <li>- IAISは、信用リスク、再保険、デリバティブにかかる補助的な（ancillary）指標、および、流動性指標にかかる改訂の実施を進める。</li> </ul> </li> <li>• 生命保険セクターにおける構造的な変化 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2025年に公表した論点書のフォローアップを行う。それには、①GMEにおけるプライベート・クレジットを含むオルタナティブ資産および資産集約型再保険にかかるデータ収集の高度化、②構造的な変化がもたらす潜在的なシステムリスクの深度ある分析の探索、を含む。</li> </ul> </li> </ul>
2：国際的な監督基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険資本基準（ICS）に関連するComFrameのアップデート <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険基本原則（ICP）におけるICSの結果の監督上の報告（ICP 9）および市中開示（ICP 20）に関連するComFrameの基準とガイダンスを策定する（第4四半期）。</li> </ul> </li> <li>• 生命保険セクターにおける構造的な変化 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2025年の論点書におけるギャップ分析や発見事項を踏まえ、監督基準等のレビューを行う。</li> </ul> </li> </ul>
3：基準の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生命保険セクターにおける構造的な変化 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2025年の論点書を踏まえ、①オルタナティブ資産への投資の増加、②資産集約型再保険の増加、にかかる関連文書（supporting material）を作成する。これらの資料には、構造的な変化に対応するための監督上の実務にかかる事例が含まれることとなる。</li> </ul> </li> <li>• 気候変動 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 気候関連のリスクをモニターし、評価し、対応するための実務的な文書やツールを提供することに焦点をあてる。これには、気候関連の指標にかかる報告書（IAISメンバー向</li> </ul> </li> </ul>

	<p>け)、自然災害モデルにおける気候変動の反映にかかる報告書(同)、IAISメンバーが実施した気候シナリオ分析の結果等が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• デジタル・イノベーションとオペレーショナル・レジリエンス <ul style="list-style-type: none"> <li>- デジタイゼーションのトレンドやそれがグローバルの保険セクターにもたらす影響にかかる情報交換を行う。</li> <li>- オペレーショナル・レジリエンスにかかる適用文書(application paper)を2026年第1四半期に公表する。</li> </ul> </li> <li>• 社会のレジリエンスの強化への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 自然災害にかかるプロテクション・ギャップへの対応にかかるガイダンス等を作成する。</li> <li>- 「包摂的な保険市場を支援する規制および監督にかかる適用文書」、「保険商品が消費者に提供する公正な価値にかかる論点書」をそれぞれ市中協議に付す(前者は第1四半期、後者は第2四半期)。</li> </ul> </li> </ul>
4: 国際基準の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ICSの実施状況の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>- ICSの実施状況の評価のためのメソッドロジーの作成を継続する。</li> </ul> </li> </ul>

インプリケーション：生命保険セクターにおける構造的な変化に関し、資産集約型再保険やオルタナティブ資産への投資にかかる国際的な基準が策定されることが期待される。

(参考) IAIS 'IAIS publishes its Roadmap 2026-2027'

## G: EIOPA、2026～2028年の作業プログラムを公表(1月19日)

- 欧州保険・年金監督局(EIOPA)は、2026～2028年の作業プログラムを公表した。同プログラムの主な内容は以下のとおり。

外部環境と規制・監督の方向性	
マクロ経済と政治	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地政学上のダイナミクスは、世界経済にリスクをもたらしており、過度なインフレ、経済の収縮、消費者の信頼の喪失につながることもある。保険および年金セクターは、そうした影響を受け難い側面はあるものの、EIOPAは、潜在的なシステムック・リスクに引き続き注視する。</li> <li>• 監督カレッジやクロスボーダー事案における効率的な監督やより強固な調整は、欧州の単一市場の機能の強化にとって重要である。EIOPAは、その中における自身の役割を強化する。</li> <li>• プロテクション・ギャップへの対応は、社会におけるレジリエンスを醸成するために、特に重要な課題である。その対応への一環として、EIOPAは、保険商品の透明性や認識の向上に努める。</li> </ul>
政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貯蓄・投資同盟(Savings and Investments Union: SIU)は、欧州のアジェンダを具体化している。これには、家計の貯蓄を長期の年金商品へと向かわせるための施策が含まれる。</li> <li>• EIOPAは、規制の収斂した実施、ならびに、ソルベンシーIIおよび保険再建・破綻処理指令(IRRD)における新たなタスクへの対応にフォーカスする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EIOPAは、規制の簡素化や規制上の負担の軽減をより一層追及する。</li> </ul>
サステナブル・ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サステナブル・ファイナンスの領域では、焦点は、ここ数年の間に策定された包括的な規制上の枠組みの実践と収斂した監督に徐々にシフトしていく。EIOPAは、サステナビリティ・リスクの監督により焦点を当てていく。</li> <li>• サステナビリティ・リスクにかかる報告や開示にかかる欧州の規制上の取組みは、引き続き継続する。EIOPAは、必要に応じて、タクソミー規則、サステナブル・ファイナンス開示規則（SFDR）、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）、サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）の改正を、健全性やコンダクトの監督の規制上の要件に統合していく。</li> <li>• 気候変動やその他のサステナビリティ・リスクをモデル化するためのデータや適切なツールへのアクセスは、保険セクターがその社会的な役割を十分に担う上で、極めて重要となる。EIOPAは、データの収集やモデルの開発にかかる取組みを継続する。</li> </ul>
デジタルイゼーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>• デジタルイゼーションと金融のイノベーションの役割や影響は、引き続き進展する。EIOPAは、デジタル・トランスフォーメーションがもたらすリスクや機会をモニターし、必要に応じて、規制上の対応を行う。</li> <li>• 欧州連合は、金融セクターにおけるサイバー・レジリエンスの強化が極めて重要であることを認識している。EIOPAは、欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）の下での重要なサードパーティ・サービス・プロバイダ（CTPPs）の監督を開始したほか、汎欧州システミック・サイバー・インシデント調整枠組み（EU-SCICF）の段階的な実施が進展することを支持している。</li> </ul>
<b>作業プログラムにおける優先事項</b>	
単一市場の統合の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 監督のコンバージェンス <ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制の簡素化や負荷の軽減等の観点から、監督上のコンバージェンスを優先すべき領域を特定する。</li> <li>- 顧客本位のビジネス・モデル（customer-centric business models）の運用状況をモニターする。</li> <li>- 内部モデルに関連する課題に対応する。</li> </ul> </li> <li>• 監督上の対応の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険会社のEU域内におけるクロスボーダーでのサービスの提供を特に注視する。</li> <li>- デジタル・オペレーショナル・レジリエンスにかかる監督を行う。</li> </ul> </li> <li>• 国際的な取組みの深化 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険資本基準（ICS）の実施状況や同等性の決定を注視する。</li> </ul> </li> </ul>
市場および社会のリスクに対するレジリエン	<ul style="list-style-type: none"> <li>• リスクの評価と危機への備え <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金融安定に影響を及ぼし得るリスクの評価のための枠組みを高度化する。</li> </ul> </li> </ul>

<p>スの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- IRRDを実施する。</li> <li>- 国家の契約者保護スキーム（Insurance Guarantee Scheme：IGS）の欧州ネットワークの設立に向けた作業に貢献する。</li> <li>• 社会のレジリエンスへの貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 自然災害にかかるプロテクション・ギャップに対する認識の向上やその低減にかかる取組みに貢献する。</li> <li>- サステナビリティ関連の規制の実施にかかるリスクベースでの監督を強化するとともに、災害にかかるリスクの評価のための革新的な技術やメソッドロジーの利用を促進する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>監督をサポートするより良い規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 規制の実効性の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 欧州個人投資戦略（Retail Investment Strategy）の段階的な施行に向けて必要な取組みを進める。</li> </ul> </li> <li>• 新たな技術の利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特に、消費者への影響の観点から、AIの利用がもたらし得るリスクを特定し、低減するための取組みを進めるとともに、デジタル経済への移行を円滑なものとする保険セクターの役割を評価するため、サイバー保険市場の動向を引き続きモニターする。</li> </ul> </li> </ul>

インプリケーション：「作業プログラムにおける優先課題」における3つの領域は、EIOPAが公表した「2030年に向けた戦略」における3つの領域に相対するものである。優先課題として、監督のコンバージェンスの文脈において「顧客本位のビジネス・モデルの運用状況のモニタリング」が掲げられていることは特に注目に値する。また、優先課題において言及のあるプロテクション・ギャップやAIのリスクへの対応については、これらがグローバルの議論と一貫したものとなることが期待される。

（参考）EIOPA ‘Revised Single Programming Document 2026-2028’

## H: バミューダ BMA、パラメトリック保険にかかる規制上の枠組みを提案（1月21日）

- バミューダ金融管理局（BMA）は、2月27日を期限として、1978年保険法を改正し、「パラメトリック特別目的保険（Parametric Special Purpose Insurance：PSPI）」区分を設ける案を市中協議に付した。同市中協議案の主な内容は以下のとおり。

<p>目的等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PSPIとは、フル担保付再保険を引き受け、パラメトリック保険（parametric cover）によってリスクを移転する特別目的保険会社を言う。パラメトリック保険とは、事前に定義された、計測可能な損失イベントと特定された保険金の支払額が契約に基づいて設計される（再）保険を言う。</li> <li>• 今回提案するPSPIの免許区分は、2009年に設けられ、2020年に改正された、現行のSPIの枠組みを補完するものとなる。同区分を設ける目的は、フル担保の枠組みの中でパラメトリック保険が位置づけられるようにすること。PSPIの枠組みは、伝統的なパラメトリック・ビジネスのみを対象として設けられるもので、パラメトリック・ビジネスを行うことを志向する革新的な（再）保険会社は、BMAの現行の保険イノベーション・フレームワークの下で登録を受けることとなる。</li> </ul>
------------	--

PSPIの規制上の枠組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>PSPIの枠組みと現行のSPIの枠組みとの主な差異は以下のとおり。</li> </ul>			
		制限SPI	非制限SPI	PSPI (制限もしくは非制限)
	リスク・プロフィール	<ul style="list-style-type: none"> <li>単一の出再会社との再保険</li> <li>キャットボンド、超過損害額再保険（XOL）、比例再保険（QS）</li> <li>その他の複雑でない取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の出再会社との再保険</li> <li>キャットボンド、XOL、QS</li> <li>その他の複雑な取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元受保険もしくは再保険</li> <li>パラメトリックおよび／もしくはインデックス型取引</li> <li>スワップおよびデリバティブ</li> </ul>
	免許の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>完全担保</li> <li>規制を受けている出再会社もしくは関連会社との取引に限定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>完全担保</li> <li>格付がA-超の出再会社（その他の出再会社との取引には、BMAの承認が必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>完全担保</li> <li>制限もしくは非制限の出再会社</li> <li>元受保険事業を営む場合には、追加的な条件有り</li> </ul>
	ターゲットとする保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の（known, named）（再）保険会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>格付がA-超の不特定の（再）保険会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の（再）保険会社</li> <li>その他の格付A-超の（再）保険会社</li> </ul>
	監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケースバイケースで免除の方向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケースバイケースで免除の方向</li> </ul>
資本および担保の質	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金もしくはその同等物での払込み</li> <li>認知された金融機関からの信用状</li> </ul>			

インプリケーション：PSPIの枠組みを設けることによって、パラメトリック保険マーケットにおけるバミューダの役割が高まることが想定される。

（参考）BMA ‘Notice - New Insurer Class - Parametric Special Purpose Insurer’

## I: バミューダ BMA、2026 年の監督計画を公表（1 月 22 日）

■ バミューダ金融管理局（BMA）は、2026年の監督計画（business plan）を公表した。同計画の主な内容は以下の

とおり。

<p><b>保険セクター</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険監督者国際機構（IAIS）が策定した「国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通の枠組み（ComFrame）」および「保険セクターのシステミック・リスクに対する包括的枠組み（holistic framework）」を、バミューダの保険規制の枠組みに取り込む。</li> <li>• 気候変動とその影響が保険会社のリスク管理に与える影響や、世界の気候やその他の災害関連のプロテクション・ギャップのための責任ある対応に焦点をあてる。</li> <li>• 保険グループの監督の枠組みを引き続き強化する。</li> <li>• 主要な国・地域や国際的な基準設定主体との協力を強化する。</li> <li>• 資産運用のためのプルーデント・パーソン原則の適用にかかる追加的なガイダンスを作成する。</li> <li>• 生命保険セクターに対する投資にかかる高度化された市中開示の要件を実施する。</li> <li>• 保険会社の経営陣やガバナンスの説明責任にかかる規制の強化を提案する。</li> <li>• 国際的な基準と整合した、新たな健全性およびコンダクトにかかる規制上の要件の監督を行うための関連する規制上の枠組みを高度化する。</li> <li>• パラメトリック特別目的保険会社のクラスを設けることについて検討を進める。</li> </ul>
<p><b>サイバー・リスク</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サイバー・リスクにかかる戦略上の目的は、バミューダの金融サービスのエコシステムにおけるレジリエンスと強固なセキュリティ慣行を醸成すること。その実現のため、BMAは、オンサイト、オフサイトを通じた監督を行うとともに、サイバー・リスクにかかる規制の高度化を図る。</li> <li>• その他、インシデント報告の分析を行うとともに、金融機関がサイバー・リスク管理にかかる好取組を実践できるよう、必要に応じてガイダンスを作成する。</li> </ul>
<p><b>投資ファンド</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 投資家のため、引き続き、透明性や開示の水準を引き上げる。</li> </ul>
<p><b>金融安定</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 銀行および保険セクターにおける、バミューダの危機管理への備えを強化する。</li> </ul>

**インプリケーション：** 資産集約型再保険取引の増加などによって保険マーケットとしてのバミューダのプレゼンスがより一層高まっている中、同国の規制・監督の枠組みが国際的な水準に即したものとするとともに、同国において実効的な規制・監督が行われることが期待される。

（参考） [BMA ‘Press Release - The Bermuda Monetary Authority Publishes Its 2026 Business Plan’](#)

## J: 英 FCA、保障性商品のプロテクション・ギャップにかかる報告書を公表（1月29日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、保障性商品の販売にかかる市場調査の結果を中間報告として公表した。同報告書の主な内容は以下のとおり。

<p><b>背景および目的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本報告書は、リテールの消費者に対する純粋な保障性商品の販売にかかる市場調査からの中間的な発見事項をとりまとめ、課題への対応方針にかかる初期的な見解を示すもの。なお、純粋な保障性商品には、定期保障（term assurance）、重大疾病保障（critical illness cover）、収入保障保険（income protection insurance）、50歳以上向けの支</li> </ul>
-----------------------	--

	払い保証型終身保障（guaranteed acceptance over 50s plans）が含まれる。
主な発見事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険料と保険会社の収益性 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険商品の特性の広範さ、個人別のリスクベースのプライシング、販売チャネル等の様々な要素に影響を受けるため、保険料の分散（dispersion）が高い。今回の調査では、差別的な保険料が設定されているか否かは確認できなかった。他方で、立場の弱い顧客に対してそのような取扱いが行われているのであるとすると、そのことはFCAにとって懸念となる。</li> <li>- 保険会社のネット・キャッシュフロー・マージン（＝推計ネット・キャッシュフローの現在価値／推計保険料の現在価値。NCMs）は、3～18%とそれほど大きくない。商品の種類によってNCMsが異なる理由の一つとして、商品のリスク・プロファイルがあげられる。</li> <li>- 多くの純粋な保障性商品の損害率（claims ratio）は50%超。他方で、収入保障保険のそれは40%とやや低い（マージンは12%と2番目に高い）。収入保障保険には、販売や保険金の支払い請求の審査に時間を要するといった特徴があり、それゆえマージンが高いという側面がある。他方で、収入保障保険の保険料は低下傾向にあり、そのことは、顧客にとってメリットをもたらすものであると考えられる。</li> </ul> </li> <li>• 保険仲介と手数料（commission） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険仲介者は、純粋な保障性保険商品の販売高の約8割を占める。消費者は、一般的に、自身のニーズを積極的に検討することはなく、その意味で、保険の販売において、保険仲介者が重要な役割を果たす。</li> <li>- 保険仲介における競争は、契約時点における消費者とのコンタクトに集中する。</li> <li>- 現時点において、消費者は、平均的に、付加保険料（loaded premiums）や提案される保険商品の種類から不利益を被っていることはない。</li> <li>- 保険会社や保険仲介者は、手数料が消費者に不利益をもたらすリスクに敏感であり、何らかの予防策を講じている。他方で、保険仲介者の中には、手数料目的で新契約への乗換えを勧める者も存在すると思われる。</li> </ul> </li> <li>• プロテクション・ギャップとイノベーション <ul style="list-style-type: none"> <li>- プロテクション・ギャップは、①保障性商品の必要性を検討していない、もしくは、検討することを勧められていない消費者、②保障性商品の購入を検討したが、購買可能性に懸念を有する消費者、③ニーズは検討したが、商品の理解不足により、商品の購入は検討していない消費者、④健康状態を理由として、保障性商品を購入することが困難である消費者、の側面において生じ得る。こうしたプロテクション・ギャップには、商品へのアクセスを改善することなどによって対応し得る。</li> <li>- 純粋な保障性商品のマーケットに参入している会社や同マーケットにおけるイノベーションの事例はあるものの、さらなるイノベーションの余地がある。</li> </ul> </li> </ul>
今後の対応の	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プロテクション・ギャップに対応するための施策として、以下の様なものが考えられる。</li> </ul>

<b>方向性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- プロンプトやトリガー・ポイント（ナッジ）をより多く用いることによる認識の向上</li> <li>- 純粋な保障性商品のための個別の政策支援の実施</li> <li>- 政府の金融包摂戦略のサポート</li> </ul>
------------	--

インプリケーション：本報告書は、保障性商品にかかるプロテクション・ギャップやそれに関連する事項について、潜在的な課題や監督上の着眼点を示すものである、と捉えることもできる。手数料目的での新契約への乗換えなど、日本の保険マーケットにも共通する事項にも言及があり、今後のFCAの動向は注目に値する。

（参考）[FCA ‘FCA seeks views on how to help close the protection gap’](#)

## 執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

リスクアドバイザー ファイナンシャルサービスズ

合同会社デロイトトーマツ

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



**IS 669126 / ISO 27001**



**BCMS 764479 / ISO 22301**

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>